

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 7 4 号	三田市農業共済条例の制定について
農業創造課	<p><b>【関係法令】</b>            農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）            農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）            農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）</p> <p><b>【趣 旨】</b>            農業者へのサービス向上や事業執行の効率化による農業者の負担軽減等を目的として、平成 3 1 年産からの農業共済制度について、任意加入制への移行、補償特例の新設等大幅な見直しが行われることに伴い、当該条例の全部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内 容】</b></p> <p>1 農業災害補償法（農業保険法）の改正によるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当然加入制から任意加入制へ変更（農作物共済（水稻・麦）</li> <li>(2) 引受方式等を追加、変更（農作物共済、畑作物共済）</li> <li>(3) 単位当たり共済金額の選択方法等の見直し（農作物共済、畑作物共済）</li> <li>(4) 農作物（水稻）共済の納期限の変更</li> <li>(5) 自動継続特約の新設（農作物共済、畑作物共済、園芸施設共済）</li> <li>(6) 死亡廃用共済と疾病傷害共済の分離（家畜共済）</li> <li>(7) 死亡廃用共済の事故除外の新設（家畜共済）</li> <li>(8) 補償割合の見直し（家畜共済）</li> <li>(9) 疾病傷害共済の診療費の見直し（家畜共済）</li> <li>(10) 短期加入の廃止（園芸施設共済）</li> <li>(11) 小損害不填補基準の見直し（園芸施設共済）</li> <li>(12) 危険段階別共済掛金率の導入（全共済事業）</li> <li>(13) 無事戻しの廃止（全共済事業）</li> <li>(14) 農業経営収入保険制度に移行する者の共済掛金等の返還の取扱いを規定</li> </ol> <p>2 農業災害補償法の改正以外によるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家畜共済の共済目的に、市内に飼養実績のある豚を追加</li> <li>(2) 損害評価会委員の定数を現員の人数に変更</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>            兵庫県知事の認可のあった日（農作物共済及び畑作物共済は平成 31 年産、家畜共済及び園芸施設共済は平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任</p>

	が始まる共済関係から適用する。)
--	------------------